

中小企業退職金共済制度の財政再計算について

○ 財政再計算とは

中小企業退職金共済制度は長期にわたって実施する制度であることから、中小企業の就労実態や金融情勢の変化に対応した安定的な制度運営を行うために、一定期間ごとに将来の財政見通しを推計し、必要に応じて掛金や退職金の額を変更するか検討することが必要である。この推計及び検討を「財政再計算」という。

中小企業退職金共済法（昭和三十四年五月九日法律第百六十号）（抄）

（掛金及び退職金等の額の検討）

第八十五条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討する。

○ 財政再計算の時期

一般の中小企業退職金共済制度の前回の財政再計算は、平成 19 年度の第 37 回中小企業退職金共済部会で検討を行ったため、5 年が経過する平成 24 年度までに財政再計算を行う必要がある。

※ 特定業種退職金共済事業においては、前回の財政再計算から 5 年が経過する平成 26 年度までに財政再計算を行う予定。

○ 今回の財政再計算での検討の視点

財政再計算においては、今後の経済見通しの中での累積欠損金の解消見込み等を踏まえ、検討を行う予定である。

※ 累積欠損金の状況

実際の運用利回りが予定運用利回りよりも低い水準となった時期が一定期間続いたため、平成 5 年度以降に、累積欠損金が発生している。

累積欠損金は、第 29 回中小企業退職金共済部会（平成 17 年 3 月 11 日）において取りまとめられた意見書に基づき機構において策定された「累積欠損金解消計画」に沿って、平成 29 年度末までに解消することを目標としている。